

佐賀市内の保育施設をご利用の保護者の皆様へ

佐賀市長 秀島 敏行

新型コロナウイルス感染症に係る対応について（令和2年3月6日更新）

日頃から、本市の教育・保育行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。  
 国（厚生労働省）から令和2年3月5日付けで「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる Q&A について」が発出されたことを受け、令和2年2月26日付けでご案内しました文書（新型コロナウイルス感染症に係る対応について）を一部更新いたしました。

今後の佐賀市内の保育施設の利用については、この文書のとおり対応させていただきます。

新型コロナウイルス感染症については日々状況が変化しているため、今後も対応に変更が生じることが想定されます。保護者の皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、感染拡大を防ぐためのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

更新箇所

更新箇所は、下表の下線（網掛け）の部分です。

更新前	<p>登園前に、子どもの体温の計測の徹底をお願いします。</p> <p>次の（１）または（２）のいずれかに該当する場合は、登園をお控えください。</p> <p>（１）子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合（この場合の登園を避ける期間の基準：感染者と最後に濃厚接触した日から起算して２週間）                  濃厚接触者…必要な感染予防策なしで手で触れること、または対面で会話することが可能な距離（目安として２メートル）で、感染者と接触した方など</p> <p>（２）登園前に子どもの体温を計測し、発熱（37.5度以上）や呼吸器症状（咳など）が認められる場合（この場合の登園を避ける期間の基準：解熱後24時間以上経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまで）</p>
更新後	<p>登園前に、子どもの体温の計測の徹底をお願いします。</p> <p>次の（１）または（２）のいずれかに該当する場合は、<u>原則として</u>登園をお控えください。</p> <p>（１）子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合（この場合の登園を避ける期間の基準：感染者と最後に濃厚接触した日から起算して２週間）                  濃厚接触者…必要な感染予防策なしで手で触れること、または対面で会話することが可能な距離（目安として２メートル）で、感染者と接触した方など</p> <p>（２）登園前に子どもの体温を計測し、発熱（37.5度以上）や呼吸器症状（咳など）が認められる場合（この場合の登園を避ける期間の基準：解熱後24時間以上経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまで）</p> <p><u>※ただし、次の場合については、医師と相談のうえ、新型コロナウイルス感染症ではないと医師が判断した場合は、この限りではありません。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平熱が高い場合</li> <li>・新型コロナウイルス感染症以外の疾患（ぜん息など）からくる症状の場合</li> </ul>

【本件に関するお問合せ】

佐賀市子育て支援部保育幼稚園課 TEL：40-7290

## 新型コロナウイルス感染症に係る対応（令和2年3月6日更新）

※更新箇所は、網掛け部分

### 子どもへの対応

登園前に、子どもの体温の計測の徹底をお願いします。

次の（１）または（２）のいずれかに該当する場合は、原則として登園をお控えください。  
（※別紙のフロー図参照）

（１）子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合（この場合の登園を避ける期間の基準：感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間）

濃厚接触者…必要な感染予防策なしで手で触れること、または対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で、感染者と接触した方など

（２）登園前に子どもの体温を計測し、発熱（37.5度以上）や呼吸器症状（咳など）が認められる場合（この場合の登園を避ける期間の基準：解熱後24時間以上経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまで）

※ただし、次の場合については、医師と相談のうえ、新型コロナウイルス感染症ではないと医師が判断した場合は、この限りではありません。

- ・平熱が高い場合
- ・新型コロナウイルス感染症以外の疾患（ぜん息など）からくる症状の場合

### 保育施設の職員（保育士等）への対応

保育士をはじめ、保育施設で従事する全ての職員についても、子どもへの対応と同様の対応を行うこととします。

### 臨時休園する場合

（１）感染した子ども・職員が、発熱や呼吸器症状が出ている状態で登園していた場合、その保育施設については臨時休園（一部または全部）することとします。

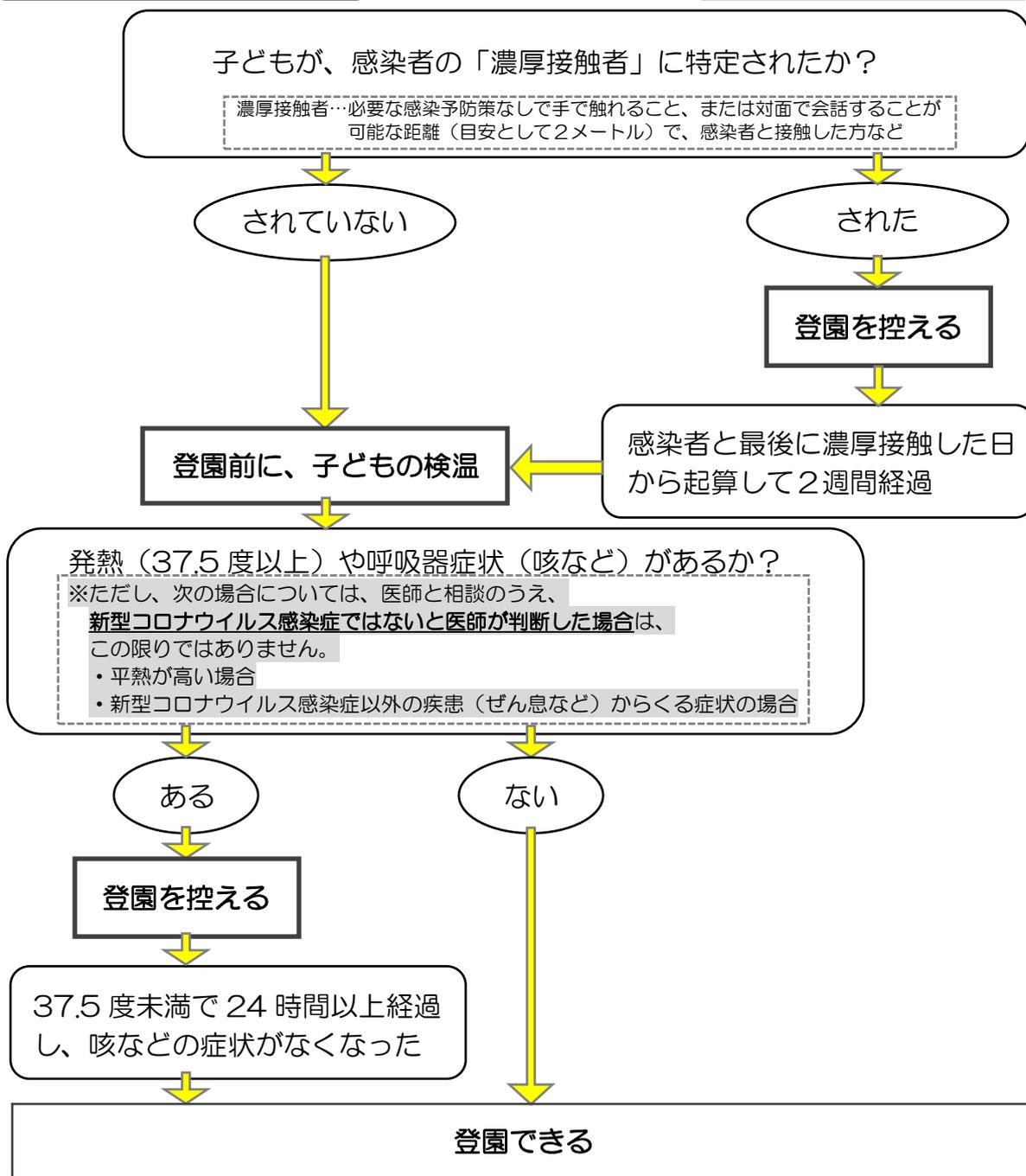
（２）（１）とは別に、地域全体での感染拡大を抑えることを目的に、県の衛生部局等と相談の上、感染者がいない保育施設についても臨時休園を行うことがあります。

### 新型コロナウイルス感染症に関するお問合せ先

- （１）厚生労働省電話相談窓口 TEL：0120-565-653  
受付時間：9:00～21:00（土日・祝日も可）
- （２）帰国者・接触者相談センター TEL：0952-30-3622  
（佐賀中部保健福祉事務所） 受付時間：8:30～17:15（平日）

子どもへの対応（フロー）

令和2年3月6日更新  
※更新箇所は、網掛け部分



◎濃厚接触した日から起算して2週間の考え方

日	月	火	水	木	金	土
		濃厚接触				
1	2	③	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
		登園可能				
15	16	⑰	18	19	20	21

新型コロナウイルス感染症に関するお問合せ先

- (1) 厚生労働省電話相談窓口 TEL: 0120-565-653  
受付時間: 9:00~21:00 (土日・祝日も可)
- (2) 帰国者・接触者相談センター TEL: 0952-30-3622  
(佐賀中部保健福祉事務所) 受付時間: 8:30~17:15 (平日)